

(その6)

4 政党基金（支部基金）の内訳

(その6)

4 政党基金（支部基金）の内訳

政党基金（支部基金）の名称	党勢拡大基金																					
前年末の残高①	1	2	8	8	6	0	2	5	6	6	目	的										
積	立て																					
年月日	金額					備考		年月日	金額													
						2024年分政党交付金から の積立て		2024/04/26		1	2	5	4	6	9	9	8	2	人件費他 へ充当			
								2024/04/30		2	2	2	5	5	3	4	1	人件費他 へ充当				
小計②	5	4	5	4	9	4	9	2	7													
果	実																					
年月日	金額					備考																
小計③						0																
合計(②+③)④	5	4	5	4	9	4	9	2	7													
本年末等の残高 (①+④-⑤)⑥	1	0	0	3	7	0	7	6	3	2												
増減額⑥-①	▲	2	8	4	8	9	4	9	3	4		合計⑤		8	3	0	3	8	9	8	6	1

監査意見書

令和 7 年 3 月 6 日

党規約第 55 条に基づく監査の結果について、下記のとおり報告します。

記

1 実施した監査の概要

令和 6 年分政党交付金の収支に関し、使途等報告書、会計帳簿、領収書等及び残高証明等について監査を行った。

2 監査の対象となった会計帳簿、領収書等及び残高証明等についての意見

監査の結果、使途等報告書は、会計帳簿、領収書等及び残高証明等と一致し、令和 6 年分政党交付金の収支の状況を適正に記載しているものと認める。公認会計士による政党助成法第 19 条第 2 項の規定する監査を受けた監査報告書を確認した。

3 その他の監査上の特記事項

なし

政党の名称 公明党

監査した者の職・氏名

中央会計監査委員 角田秀穂 

中央会計監査委員 安江伸夫 

監査報告書

2025年3月5日

公明党
代表 斎藤 鉄夫 殿

有限責任あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

岩出博史

1. 監査の概要

当監査法人は、政党助成法（以下「法」という。）第19条第2項の規定に基づき、公明党の2024年1月1日から2024年12月31日までの法第17条第1項に規定する報告書に記載された同項各号の事項について、政党助成法施行規則（以下「規則」という。）第20条第1項で定めるところにより監査を行った。

この監査に当たり、当監査法人は、必要と認めた監査手続を実施した。

2. 監査の結果

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- 法第15条第1項に規定する会計帳簿、同条第2項に規定する領収書等及び同条第3項に規定する残高証明等が保存されているものと認める。
- 法第15条第1項に規定する会計帳簿には、政党交付金に係る収支の状況が記載され、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えているものと認める。
- 法第17条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、領収書等、振込みの明細書及び残高証明等に基づいて収支の状況が表示されているものと認める。
- 法第17条第2項第1号に規定する領収書等を徵し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されているものと認める。

3. 利害関係

当監査法人には、規則第19条の規定に違反する事実はない。

以上

(その7)

宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- ① 領収書等及び残高証明等の写し等
- ② 監査意見書
- ③ 監査報告書(本部に限る。)
- 4 提出を受けた支部報告書及び監査意見書
- ⑤ 総括文書(政党助成法第17条第2項第3号及び第4号)(本部に限る。)又は支部総括文書(同法第18条第2項第4号)(支部に限る。)

この報告書は、政党助成法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年3月19日

政党(支部)の名称 公明党

会計責任者の氏名 西田実仁



(備考) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。